平成30年 第6回

教育委員会定例会会議録

とき 平成30年6月26日

品川区教育委員会

平成30年第6回教育委員会定例会

日 時 平成30年6月26日(火) 開会:午後3時30分

閉会:午後4時25分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊

教育長職務代理者 菅谷 正美

委 員 冨尾 則子

委員海沼マリ子

委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之

庶務課長 有馬勝

学務課長 篠田 英夫

学校制度担当課長 若生 純一

指導課長 熊谷 恵子

教育総合支援センター長 大関 浩仁

品川図書館長 横山 莉美子

統括指導主事 山本 修史

統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶務係長 小林 則雄

書 記 亀田 万恵

書 記 和田 祐磨

傍聴人数 3名

次第

第36号議案 区指定天然記念物(樹木)第19号

「滝王子稲荷神社のタブノキ」の指定解除について

報告事項1 品川区立学校のブロック塀の状況について

報告事項2 平成31年度新入学者の受入枠について

報告事項3 品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針について

そ の 他 平成30年7月、8月の行事予定について

【教育長】 ただいまから平成30年第6回教育委員会定例会を開会いたします。 署名委員に菅谷委員、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1 第36号議案 区指定天然記念物(樹木) 第19号滝王子稲荷神社のタブノキの指定解除について、理事者より説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、第36号議案、品川区文化財の指定解除についてご 説明いたします。資料はナンバー1になります。

指定日、それから指定番号、この資料にありますとおり、昭和53年2月14日指定の 天然記念物第19号、滝王子稲荷神社にありますタブノキ、これにつきましての指定解除 についてご審議をお願いしたいと思います。所在地につきましては、品川区大井5丁目1 2番8号滝王子稲荷神社内、所有者は鹿島神社でございます。指定の当時は、別紙1をち よっとごらんいただきたいんですけれども、大変樹勢の勢いもよく、姿も立派であるとい うようなことから、昭和53年2月14日に指定されたものでございます。

その下の今回指定解除の理由でございますが、現状、樹勢の衰退が見られ、根元、幹、 大枝等が枯死して、さらに腐朽、空洞が広範囲に広がっているというような状況でござい ます。状況については別紙2のほうをごらんいただければと思います。それに加えて一部 傾きも見られているというような状況です。このように指定したときの状態をとどめてお らず、現状では天然記念物としての価値が失われているということを判断しております。 また、平成29年に実施しました樹木外観診断によりますと、個体として再生することは 難しいというようなことも言われております。

それからもう一つ、所有者の意向ということでございますけれども、区の防災まちづくり部の公園課のほうとも協議しまして、安全のために幹を残して、ご神木として残すというようなことにしていきたいというような、所有者のほうもそういうような意向をお持ちでございます。

このようなことから、先日、6月15日に文化財保護審議会にかけまして、これについて指定解除の方向でということで了承を得ているところでございます。今回、ここに書いてありますとおり、文化財保護条例第34条第1項に基づきまして、この委員会でその指定を解除することができるということになっておりますので、議案としてご提出しているものでございます。この解除について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。 質疑あればお願いいたします。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 倒壊の危険というのはないんですか。倒れちゃう。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 中に空洞が見られておりまして、傾斜による重心の偏りというのがありまして、そこは10度から15度ぐらい見られるということで、倒木の可能性もあると言われております。

【塚田委員】 見たところ、天然記念物という雰囲気は全然ない。

【庶務課長】 もう枝を全部取ってしまって、もうほんとうに幹のところをちょっと残して、それをご神木みたいな形で昔ここに指定文化財のタブノキがあったよというような形でちょっとだけ残しておきたいということが所有者の意向という形になっているところでございます。

【教育長】 塚田委員、よろしいですか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 ほかいかがでしょう。

はい、どうぞ。冨尾委員、どうぞ。

【冨尾委員】 この木は樹齢はどのくらいなんですか。

【塚田委員】 それは250年。

【冨尾委員】 ごめんなさい。書いてある。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 別紙1のところで、推定樹齢ということなんですけれども。

【冨尾委員】 そうですね、はい。

【庶務課長】 250年から300年ということで、確かな樹齢はわからないんですけど、おおよそ指定したときに、この幅で、大体250年から300年という形になっております。

【冨尾委員】 すみません。ありがとうございます。大体もう250年から300年になると木として生命を全うするというか、寿命というか、そういうものなんですか。この木はどうなんですか。

【教育長】 なかなか難しい質問ですね。

庶務課長。

【庶務課長】 やっぱり木も生き物ですので、個体としてその差もあるというか、生育環境にもよると思います。ここでは根の半分がコンクリートで押されている状況にあり、今回はこの様な樹勢の衰退が生じたというようなこともあるので、一概にタブノキは何年ということはなかなか言えないんじゃないかと思います。

【冨尾委員】 わかりました。

【塚田委員】 タブノキってどんな木?

【教育長】 今のは質問でいいですね。塚田委員からの質問です。

庶務課長。

【庶務課長】 一種のクスノキ科の常緑の高木(たかぎ)というか、高木(こうぼく)で、大体高さ20メートルぐらいになるので、形としてはクスノキ科に属すると一般的に言われています。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 菅谷職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 僕が説明したほうがいいと。植物の森というか、林というのは変わっていくんですよね。何もないところに生えている木と、それから暗い鬱蒼としたところで最後に生えてくる植物がこのタブノキ。この辺のところでタブノキがあるということは、鬱蒼とした森があったという、その証拠になるんです。もったいないというか、私のうちから歩いて5分のところなので、年中見ているんですけど。

【塚田委員】 そうなんですか。

【富尾委員】 よくご存じの。

【菅谷教育長職務代理者】 周りがやっぱりこの木に、そのまま生きていく環境では大分なくなってきていますので、そのことを考えたときに、かわいそうだなという感じがしますね。何か枝を払った後にいろんなものにお使いになると言うんですから、ぜひ、そういう形での文化財が一番いいかな。そのときに断面、切っていただくと、数えますと何年かわかりますので。

【冨尾委員】 そうですね。確かにそのときにわかりますね。

【菅谷教育長職務代理者】 できればそれでやったほうがいいかなと。意外にこの植物というのは、大きな木というのは、ほかのものが全部変わっても植物は変わらないんですよ。だから、江戸時代からずっとここにいた。誰よりも一番よく知っている木なんですよ。そういうことを考えると、そういう意味は非常にあるなと。ただ、それが記念物として、何かほかに活用されるんだったら、それでいいかなという感じがしますね。

【塚田委員】 はい。了解です。

【菅谷教育長職務代理者】 済みません。

【教育長】 どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 上のほうというのは別に落雷に遭ったとかというわけではないんですか。 だめになったのは。

【教育長】 庶務課長、わかりますか。

【庶務課長】 直接落雷が原因とかというふうなことは調査結果では出てはいません。 やはり排気ガスだとかそういったことの影響もあるし、先ほど申し上げたとおり根のとこ ろのコンクリートの影響もあるのではないかと考えております。

【菅谷教育長職務代理者】 隣が消防署なんですよ。だから、落雷は落ちないと思うんだ。消防署のほうが高いですから。

【海沼委員】 そうなんですか。

【塚田委員】 大分姿が変わっちゃっていますよね。

【菅谷教育長職務代理者】 ねえ。

【富尾委員】 ねえ。ほんとうですよね。

【菅谷教育長職務代理者】 かわいそうですよね。

【教育長】 いろいろ委員のつぶやきが聞こえておりますけれども、ご質問としてはいかがでしょうか。

私のほうから、じゃあ。こういった区の指定の天然記念物のタブノキというのは区内、 ほかにもあるんでしょうか。あまり、こういうのは希少なもので、ほかにはないんでしょ うか。 庶務課長、どうぞ。

【庶務課長】 区の指定文化財、143件今までございますけれども、そのうち、要するに天然記念物(樹木)というのは19、今まで20件ございました。これで19件になるというようなことで、19件の樹木のうちタブノキは3本あるだけです。

【菅谷教育長職務代理者】 ケヤキが先生、大きいんですよ。

【教育長】 クスノキ、ケヤキと、大きい木はこういうのになりますね。

【菅谷教育長職務代理者】 ケヤキ大きいですよね。一番大きいですね。

【教育長】 53年から既にまた40年たっていますので。

【富尾委員】 そうですよね。

【教育長】 はい。またそれだけ年齢を刻んでいるんでしょう。年輪を数えるのも大変ではないかなと思いますけれども、質問のほうはよろしいでしょうか。

それでは、第36号議案 区指定天然記念物(樹木)第19号滝王子稲荷神社のタブノキの指定解除について採決してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。それでは、 採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。 続いて、日程第2、報告事項1に移ります。品川区立学校のブロック塀の状況について、 説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから引き続き、区立学校におけるブロック塀の状況 について緊急調査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。資料はナンバー2をごらんいただきたいと思います。

6月18日に発生しました大阪府の北部地震に伴いましてブロック塀の倒壊事故が発生 したということを受けまして、各学校のブロックの状況について緊急点検を行ったところ でございます。

調査対象につきましては、小学校、中学校、義務教育学校、基本的には全校を対象としています。

調査期間は6月18日から6月20日の3日間です。

調査方法でございますけれども、先ほど全校と言いましたが、全校をくまなく歩いたわけではございません。建築基準法第12条の規定による調査報告書により、ブロック塀のある学校を確認したということです。この建築基準法第12条の規定による調査報告というのは、3年に一度、建築物の点検、審査、検査を行っています。そこの報告書に、この学校はブロック塀があるよとか塀があるよとかと、それがその報告書に出ています。それがある学校ということで、そこを中心にまず緊急調査を行ったということでございます。その学校のところに、現地に赴きまして、目視、形状の確認、劣化、ひび割れ等があるかないかというような目視検査、それから触診、さわってがたつきがないかとか、肌ざわりで風化していないかとか、そういったものを見ています。場合によっては打音検査ということで、たたいて音を確認したりというようなことでの確認をしています。

最終的な調査結果でございますけれども、最終的にブロック塀を設置している学校は8校ということになってございます。基本的に花壇のところに積み上げているような2段と

か3段とか、そういうところもありましたけれども、そういうのは、東京都でそれは塀で扱わなくていいということなので、そういう学校は除いてございます。ブロック塀を設置している学校は8校ございました。その内訳ですけれども、もともと年度当初から改修計画をしていこうと、これはほかの老朽化した箇所等も含めながら、それはもうそもそもこの夏に、夏休みのうちにやろうと計画していた学校が1校ございました。それから、それ以外の7校ですけれども、区道に面しているという学校が1校ありました。この区道に面している学校の高さについては、ブロック塀自体は1.6メートルぐらいですけれども、基礎部分のコンクリートを入れて、道路面から見ると2.2メートルを超えているというような状況がありました。それから、それ以外につきましては、全て6校については隣地境界ということで、これが6校ございました。高さ2.2メートルを超えるようなものはこの中にはございません。調査の点検結果ですけれども、年度当初から計画していたところのブロックについては、やはりすき間が若干あるということで、これは当初の計画どおりですけれども、ほかの7校については今回の緊急点検では特に異常は見られなかったということでございます。

今後の対応でございますけれども、そもそも計画のあった学校については、今回、夏に計画するところですけれども、できるだけ早急に工事しようということで、取り壊しだけでも先に進めようということで準備しています。それから、1校について、高さが2.2メートルを超えていて、区道に面しているという学校も1校ありましたので、ここについてもできるだけ早急に、これは改修工事、改修というか、撤去していったほうがいいのかなということで今判断しつつ、早急に改修工事をしていきたいと思っています。残りの6校については、このうちちゃんと控え壁があって全然問題がないと確認しているのは2校あります。残りの4校については、これからまた詳細な調査を行っていく予定です。これはブロックの強度確認みたいなチェック表がありますので、そういうのと照らし合わせて、隣地との兼ね合いもありますので、隣地とも協議しながら、順次改修していくというような方向で今考えているところでございます。

報告は以上でございます。

【教育長】 報告が終わりました。

質疑あればお願いします。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 調査方法で、現地で目視(形状の確認、劣化・ひび割れ等の有無)、触診、 打音検査とあるんですけど、大阪のほうもこういうことはやったみたいなんですよね。そ れで、問題なしにしてしまった。結局、鉄筋がどうなっているのかというのは、その当時 の工事の設計図なり何なりからわからないんですか。わからない?

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 今ここにある学校につきましては、何分設計年度が古いということもありまして、設計図面が今の段階ですぐ出てきてはいないんです。なので、今回の緊急点検については、やれる範囲での点検になっています。

もう一つ言えるのは、ブロック塀でも、単純なブロック塀ではなくて、ところどころデザインとして穴があいているようなブロックを使うというところもあるんです。そうする

と、そこは完全に縦には鉄筋が入っていないというのはわかるんですけれども、それ以外の通常のブロックについては詳細な調査をこれからしていかなければならない。ただし、いわゆる控え壁というのがなきゃいけないというのがありますので、それは見た目ですぐわかりますので、控え壁がないというところも何校か確認しております。ただそれは全部隣地との境ということで、ふだん通路として使っていないとか、子供があまり出入りするところでない場所がほとんどです。その中で、例えば壁の近くに花壇があったりとかというふうになると、安全上問題があるので、そういうところはなるべく早目に手を打たなきゃいけない。子供の安全第一で隣地と協議しながら早目に手を打っていきたいと思っているところでございます。

【塚田委員】 そうですよね。それで、地震のたびにブロック塀があちこちで崩れてけが人が出たり、ブロック塀をやめるという選択肢はないんですか。

【教育長】 何かありますか。

はい、どうぞ。庶務課長。

【庶務課長】 今回はブロック塀中心ですけれども、もうちょっとよく見て、万年塀というのもあるかもしれないというようなところもありますので、そういったことも含めて、これからまた詳細な調査をしていきたいと思っています。それで、基本的にはブロック塀、もしつくるとしても、今の基準に合わせた、ちゃんと鉄筋を入れ、控え壁を入れということになると思いますし、高さの制限もありますので、そういった場合は基本的にはフェンス、より安全なフェンスにして、あとは隣地との関係で、要するにプライバシーの関係で目隠しがどうしても必要だということもあると思うので、フェンスにした場合はそういう目隠しでちょっと工夫をしていくというようなことで、ブロック塀はあまり推奨はされないのかなと思いますけど、場所によって設計をやっていかなきゃいけないので、それは今後また1つずつ確認しながら進めていきたいと思います。

【塚田委員】 それと、設計なり施工図面なりを残しておくというのも大事ですよね。 鉄筋がどのぐらいの長さのが何本入っているかというのが後追いでわかるように。そうすれば、調査のとき、それが参考になると思うんですよね。

【教育長】 今の、これからつくる建物、改築した建物にはなかなかブロック塀を使うということはもうないという判断でよろしいでしょうか。過去につくられたものの中で、今報告があったような感じで対象が絞られてきているという状況でしょうか。ブロックの厚さなども結構基準法の中では要件になっているようでありまして。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 ブロック塀を設置しているところが8校あるんですから、この8校について、僕思うんですけど、目視、大事なことだとほんと思うし、緊急点検だからそれをやったと思うけど、それから先の点検が僕はこれから大事かなと思うんです。特に、見えないですよね、鉄筋が入っていても。だから、エコー診断というか、レントゲンですか。そういう業者も多分いると思いますので、多分どこもかしこもその人たちを使って点検しようと、日本中全部同じはずなので、非常に忙しいと思うんですね。だけども、やっぱり調べていかないことには、いつ何時地震が来るかわからない。地震予知連絡会が急に、今度は北海道で危ないですよと、きのう、おとといかな、初めて言い出しましたね。

今まで予知連はなかなかそういうことを言わない。ところが、測地学会のほうはどんどん言っていると。この辺のアンバランスがすごくあったんですけど、何か起きてしまった後に子供がけがするのでは元も子もないから、やっぱりなるべく早く診断なりされるといいなと思います。何かうまい方法を持って、ノウハウを持っている、これだけの世の中ですから、会社にお願いして早くやったほうがいいんじゃないかなという感じがするんですね。ぜひお願いしたいと思います。

【教育長】 先ほどの説明では、当初より計画のあるところはもうすぐにでもこれは工事に入ると。それから、高さが2.2メートルを超えて、かつ区道に面しているため、隣地との調整が必要がないというところについても早急に入るということでありますよね。残りの6校のうちの4校についてはやはり改修したほうがいいということなんだけれども、隣地があるので、そちらの持ち主との今度は関係が出てくるので、これからそれに取り組むという形ですね。要はまずは、別のフェンスにするにしても、取っ払うのが一番安全ということになるわけでしょうね。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

今、今回の地震でこのブロック塀が非常にクローズアップされていますけれども、区内には例えば擁壁の部分ですとか、先ほど出た万年塀の部分ですとか、あと壁の崩れですとか、ほかにもいろいろと子供たちの通学路の身の回りにある危険というのは結構、挙げれば切りがなくありますよね。また、今日のこの報告は学校のブロック塀ということでありますけれども、区内には学校以外にもブロック塀をつくっているところが数多くありますので、そういったところは教育委員会の範疇ではなくなってくるのかもしれませんが、やはりそういったところを通学路にしている学校もあるでしょうから、安全対策が求められるところかなと思いますけど、事務局のほうから何か。

どうぞ、庶務課長。

【庶務課長】 今回は学校のブロックの点検とあわせて、各学校のほうに基本的に通学路の安全の確保という面で、通学路の状況についてもちょっと確認していただきたいということで連絡させていただきました。そのときの基本的なチェックポイントというのが、これはなかなか難しいんですけど、他人の家を見て、この壁は危険だとか何とかとなかなかこちらから特定するのは大変難しいことなんですけれども、対外的に言われている、要するに高さが2.2メートルあるブロック塀というのは今の建築基準法には適応していないのは事実ですので、高さが2.2メートル以上あるというところは一定程度、要注意の場所になりますよというような視点でちょっと通学路の安全確認をしてくださいということでお願いしているところでございます。

【教育長】 2.2メートルも、なかなかメジャーを持ってというわけにはいかないでしょうから、ブロックの高さが20センチでしたっけ。ということは、11段。11段が基準の高さになっているということですね。もちろん、先ほどの木ではありませんけれども、斜めになっているですとか、崩れかけているですとか、そういうのがあればまた当然その範囲になってくるでしょう。これ、でも、隣地との境にあったりしますと、これはどうやってそれを改修していくんでしょうかね。公的な建物であれば予算づけをしてというのはできるんでしょうけど、一般の民地のブロック塀というのはどうやって改修する。

【菅谷教育長職務代理者】 どこに立っているかですよね。

【冨尾委員】 敷地内か、境界か。

【教育長】 区境か。区境というかね。

【菅谷教育長職務代理者】 境界の境の、学校の中に入っていれば学校でできるんですよね。つくるときにお互いにやりましょうとなると、真ん中に。

【教育長】 通学路ですと、道と民地の間にあるような場合にはどこが直すんだという話ですよね。

【菅谷教育長職務代理者】 道だとすれば、大体区道でしょうから。

【教育長】 これは、じゃあ、こちらの区のほうで直すと。

【菅谷教育長職務代理者】 ええ。できる。

【冨尾委員】 できますと。

【教育長】 敷地に入っていれば、今度は民地ということになるわけ。

【冨尾委員】 ね。私有地なのか。

【菅谷教育長職務代理者】 大体公有の、先生が一番詳しいと。公有の土地と民家との間だったら、学校なら学校のところにつくるのが普通ですよね。

【塚田委員】 塀は大概立てる人が自分の土地に立てるんです。

【海沼委員】 立てますよね。

【菅谷教育長職務代理者】 そうですね。

【塚田委員】 面合わせというんですね。民法の原則は真ん中、境界線をまたいで真ん中にやりなさいと書いてあるんだけど、実際にはなかなか立てられないんですよね、意見が合わなくて。じゃあ、うちのほうで立てるからというので、面合わせで、要するに境に合わせて。

【菅谷教育長職務代理者】 たまに塀が2つあるところがありますね。

【塚田委員】 あります、あります。あれは話がつかないから、両方で設置する。

【冨尾委員】 なるほどね。

【教育長】 狭い道の両側がブロック壁というような場所も区内にありますので、そういったところは区全体の課題になってくるかなとは思うんですが、何かありますか。

庶務課長。

【庶務課長】 今の隣地との境のところは、一つの目安とすると、控え壁がやっぱりこっち側に、学校の敷地に入っていれば、その壁は多分学校がつくった、学校のものだろうというようなことの判断はしています。学校全て、全部が境界画定を終えているかというと、終えていない部分もありますので、そういったところもあります。学校との境界壁で民地の壁であるというところも1校確認はしてあります。そういったところもあるので、そこは逆に民地の人との兼ね合いで調整していかなきゃいけないんだろうと思います。学校の壁であっても、結局、お互いにそれを境界として、向こうもある意味利用しているというようなところもありますので、なかなか取っ払っちゃっても、プライバシーの関係でという話が出るので、今回の大阪での事故を受け、なるべく理解が求めやすいかなというこのタイミングで、できるだけ早目に相手のほうとは折衝はしていきたいなと思っています。

【教育長】 わかりました。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、品川区立学校のブロック塀の状況についてはよろしいですか。 (「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次は、日程第2 報告事項の2、平成31年度新入学者の受入枠について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私から、平成31年度の新入学者の受入枠についてご説明いたします。資料は3になります。

来春入学予定の児童・生徒に係る学校選択の希望調査につきましては10月に実施する 予定でございますけれども、その際に保護者宛てに送付いたします学校案内パンフレット の中に、この中に受入枠を記載して周知する必要があるということで、毎年この学校案内 のパンフレットを作成する時期に学級数当たりの受入可能人数と学校ごとの受入学級数と 人数を決定しているところでございます。

それでは、資料のほうをごらんいただきまして、1ページの中ほどの表をごらんください。まず小学校・義務教育学校(前期課程)につきましては、新1年生は義務標準法によりまして、1学級35人で学級編制することが定められてございます。したがいまして、35人を基準としまして、希望選択を締め切った後、来春の入学時までの期間及び在籍中に転入等による増というのが当然見込まれますので、その分を差し引いて、35人学級ではあるんですけれども、1学級で30人という形での設定、2学級であれば60人、3学級であれば90人といった形での受入枠を決めているところでございます。

続きまして、その下、中学校でございます。中学校と義務教育学校の後期課程における新7年生についてでございますけれども、学級編制の標準はこちらは40名になります。ただ、都におきましては35人学級にするための呼び水施策としまして教員の加配措置を実施しております。そのため、1クラス当たり35人を超えた場合はクラスを増やす、もしくはクラスはそのままで教員を加配するか、いずれかを選択することができるようになってございます。このことを踏まえまして、学校選択におきましては、できるだけ抽選によらずに希望を受けられるように、標準としては40人の設定と考えてございます。ですので、これも先ほどの小学校の1年生と同じなんですけれども、40人といたしまして、その間の増を見込んで、1学級であれば35人、2学級であれば70人といった形で、この表に記載されているような形で受入可能人数を設定しているものでございます。

続きまして、2ページから3ページでございます。おめくりいただきまして、2ページから3ページでございます。こちらは各学校と調整いたしまして、各学校別の受入可能数を載せたものでございます。ただし、各学校での受入可能人数を超えた場合に、学区外の入学希望者に対しては抽選を行いますけれども、学区内のお子さんに関しましては仮に超えた場合でも必ず受け入れるということになってございます。こちらは先ほど申し上げたとおり、入学案内のパンフレットに載せる前提で調整した現時点での受け入れの数でございますけれども、最終的にはその状況、学区内からの進学の希望者あるいは学区外からの希望者等の状況を見まして、校長先生と調整しながら実情に応じて柔軟な対応をしていきたいと考えているところでございます。

なお、31年度の受入可能学級数の昨年との比較でございますけれども、ほとんど変わ

っていないんですが、2ページが小学校・義務教育学校(前期課程)なんですけれども、上の品川・大崎ブロックの7番、芳水小、こちらが30年実績は、今年度の春の実績は4学級だったんですけれども、当初、受入可能学級としては3学級と設定してございました。こちらは人数が多かったので4学級になったんですけれども、来年度に関しましては当初から4学級という形で、1学級増やした形で受け入れを設定しているところでございます。こちらは地域の就学人口が増えているということが1つと、それから、今ちょうど建てかえをしてございまして、本年の12月に校舎のほうが完成しますので、教室のほうの準備ができるということがございまして、受け入れを当初から1学級増やした形で設定したものでございます。そのほかの学校につきましては昨年度と変わりないということでございます。

おめくりいただきまして、3ページになります。3ページは中学校と義務教育学校の後期課程の数値でございます。中学校に関しましては、1番の東海中学校、こちらが30年度の実績が4学級、それから受入可能数も当初4学級としてございましたけれども、31年度は1学級減らした形での設定となってございます。これは地域の子供の住基上の人口としては少し前年よりも減っているということがあるということと、もう一つは学校施設の関係なんですけれども、今後、東海中学校の学区域の中に大規模な集合住宅等がかなり建設が予定されているということもございまして、そちらのほうの受け入れのためにも一定程度考えていかなければいけないということで、31年度に関しましては、過去の実績等を踏まえまして、3学級の設定であれば少なくとも地域の学区域のお子さんは受け入れられるという前提でございます。ただし、こちらも非常に微妙な数値ではあるものですから、場合によっては4学級設定する必要が出てくるかもしれないということで、ただ、当初の段階では3学級という形での受入設定にさせていただければと思っているところでございます。

全体を通しまして、簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑あればお願いいたします。

職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 1点お願いいたします。今お聞きしていて、小学校、義務教育学校の前期課程は30でいって、4になると、3から4に変わるところで増やしている。同じように、中の、また義務教育学校の後期課程の場合は、4から5に行くときに40足すということで、どれも、先ほどご説明ありましたように、収容してあげようと、希望が多いところはなるべく入れてあげようと、そういう形でこの刻みを考えていると、そういうことでよろしいですね。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的には今ご指摘の考え方で進めておりますので、特に希望の多いところはできるだけ初めの段階から受け入れられるような体制でいきたいと考えたところでございます。

【教育長】 ほかいかがでしょうか。

【塚田委員】 わかりました。同じ疑問を持っていたんです。倍数になっていない。了解しました。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【塚田委員】 ええ。

【教育長】 それでは、平成31年度新入学者の受入枠につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次に、日程第2 報告事項の3、品川区立学校運動部活動のあり方に関する方針について、説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 資料4のほうをごらんください。「品川区立学校運動部活動の在り方に関する方針 平成30年6月」というもの、それから、あわせて資料ナンバー4-2のほうとして、国から出された、スポーツ庁のほうが出しております「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、本日2種類の資料のほうをご用意いたしました。

この流れでございますが、そもそも昨今、国で部活動のあり方についてずっと検討がな されてきている中で、3月にスポーツ庁より今ご説明いたしましたガイドラインが出たと ころでございます。学校教育に関して、これまで運動部の部活動が非常に我が国のスポー ツを大きく支えてきて、そして、実際、学校においては生徒同士あるいは生徒と教員の間 の人間関係を学んだり、あるいは生徒自身が自己肯定感、責任感、連帯感などを育むとい う、非常に学びの場として教育的意義が大きいものとして部活動のあり方がございました。 しかし、なかなか、非常に教育にかかわるさまざまな課題が現代の社会情勢におきまして はある中、学校や教員だけでは解決することができない、そういった課題も増える中で、 運動部活動の継続という面においては、これはもう日本全国において従前と同様の運営体 制では非常に維持が難しくなってきているというような背景から、国レベルでこれまで部 活動のあり方の検討が進んでまいりました。そして、ガイドラインが3月に出たことを受 けまして、東京都におきましては各市町村同じような歩調で、東京都教育委員会の指導の もと、この国が出しましたスポーツ庁によるガイドラインに基づいて、区も区の単位とし て運動部活動のあり方に関する方針をスポーツ庁のガイドラインにのっとりきちんと定め た上で適切に運動部活動を運営するという方向の流れになりましたので、本日ご報告を申 し上げます。

まず、お手元の資料4-1の区が策定いたしました方針の2ページをごらんください。 ここまでの流れは冒頭私がお話し申し上げましたが、大きくは2点、しっかりとスポーツ 庁の出したガイドラインにのっとって品川区としても策定したところがございます。まず 2点のうちの1点目が、2ページにございます、指導・運営に係る体制の構築。イの部分 に、上から5行ぐらい進んだところにございますが、イ、「品川区教育委員会は、各学校の 児童・生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、準備の整った学校に対して、必要に 応じて部活動指導員等を配置し、支援する」という部分を定めるものでございます。

もう一つの資料 4-2のスポーツ庁が出しましたガイドラインでいいますと、ちょうど該当するのが 3ページにございます。あわせてお開きください。 4-2のスポーツ庁のものの 3ページ、こちらのほうに、ほぼ同じ文言となっておりますが、指導・運営に係る体

制の構築として、「部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する」ものであるという部分は国の定めがございますので、そこを受けまして、区としてはこれまでも外部指導員を配置してきております。そこもあわせて、新たに部活動指導員等という表現で、準備の整った学校に対しては支援していきたいということを明確に出すものでございます。

ページをおめくりください。区の方針の4ページ、3、適切な休養日等の設定となります。あわせて、国のスポーツ庁のほうでいいますと、5ページになります。スポーツ庁のほうでも5ページのところに、やはり適切な休養日等の設定という部分がございます。これもスポーツ庁からのガイドラインに沿いまして、品川区といたしましても週当たり2日以上の休養日を設けます。平日においては少なくとも1日、そして週休日、土日ですね。どちらか少なくとも1日は休養日とする。そして、大会等の関係で土日どちらも休養をとれないような場合には、翌週の平日にしっかりと、子供たちの健康のために振りかえて、部活動の休みの日を設けるという部分を明記いたしたものでございます。また、長期休業期間中については、ある程度の休養期間(オフシーズン)というものを設けるという部分も国に従いまして設定してございます。

そして、活動時間でございますが、これも本区といたしましても、平日では2時間程度、 そして土曜日、日曜日等の休み、あるいは長期休業中におきましても子供たちの健康とい う部分を基本に考えまして3時間程度ということで、スポーツ庁のガイドラインに沿った 内容となっております。

以上、大きくは2点のところを区として定めまして、実際にここに、各学校がガイドラインにのっとり部活動を区として統一の時間あるいは休養日という形で動き出す日程といたしましては、1学期が終わった後の夏休み、長期休業期間ですね。いわゆる夏休み初日である7月21日から区内の中学校、義務教育学校が一斉にこの動きを品川区としては、他区ともほぼ、時期に前後はあろうかと思いますが、同様の時期で本区においても適切にスポーツ庁によって出されたガイドラインに沿って運動部活動を推進してまいります。なお、文化部につきましても運動部活動に準ずるという形の対応となってまいりますので、教員の働き方改革等にも矛盾しない形で、しっかりと平日は、子供たちも休養日を設けますし、運動部あるいは文化部の顧問の教員の負担もこれ以上過度な負担とならないように配慮はしてまいりますし、部活動指導員等という形での支援もさらに国同様に品川区としても進めていく方向で準備を整えてまいりたいと思います。

全体的な報告は以上でございますが、あわせまして、4-2、スポーツ庁が出しましたガイドラインの2ページをもう一度理解のためにごらんいただきたいのですが、2ページの一番上の3行だけ確認させてください。「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む」というものがスポーツ庁より出されておりますので、これに従いまして東京都教育委員会を通じまして各区市町村はそれぞれ区市町村としてガイドラインにのっとった方針を定めて、各学校がしっかりと運動部活動のあり方の見直しを進めるという内容でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質問あればお願いします。資料がちょっと多いので、ある程度重点的に質問していただけるとうれしいなと。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 区のほうの2ページの部活動指導員ですけれども、これはもう候補者は ある程度選別みたいなのはできているんですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 指導員等の等の部分になりますが、外部指導者はもう既に各学校、運動部活動に区民の方にご協力いただいております。そういった中から、この部活動指導員を望まれて、学校からもぜひお願いしたいという方が、今後準備が整った段階でお願いするケースも出てくるかもしれませんが、なかなか、実際に部活動指導員になりますと、子供たちの引率等もできまして、教員との連携も非常に密接なものがふだんから求められる、非常勤職としてもとても重い立場になりますので、急に一足飛びに各校に全て準備が整うというのはなかなか難しいのかもしれません。少しずつ、これから準備を進めてまいりたいと思います。

【教育長】 塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 お給料とか、予算措置はどうなんですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 予算は時給幾らという形で、過去の経験年数に沿って、 都から示されてございますので。

【塚田委員】 都から。

【教育総合支援センター長】 そちらにのっとりまして、実際には配置となった段階では補助金も受けながら進めていくことができる見通しでございます。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 外部指導者をやりながら、学校支援地域本部等でもかかわっていただいているような方だとやりやすいかもしれませんね。適任の方を探していくというのが1つ課題になってくるのかもしれません。

ほかに委員の方、いかがですか。

どうぞ、冨尾委員。

【冨尾委員】 4ページの休養日等の設定のところですけれども、平日2時間ですとか長期休業中3時間とかというふうに設定されているということですが、これが守られているかどうかというような報告や、あるいは守らなかった場合どういうふうになるかというようなことは決められているんですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 実際には各学校とも年間予定表以外に月ごとの予定表のほうもホームページ等にアップするようになってまいりますので、これは品川だけでなく、全区市町村が各校が同じように取り組みますので、そこである程度の内容は担保されていこうと思います。そこが破られた場合の罰則規定というものは現在においてはまだ中ではございませんが、例えば中体連の大会などに出場の資格として、そういう部分はきちんと守っているだろうというのが今後は前提になっていこうかと思います。

【教育長】 なかなか、罰則規定があるということではないんだけれども、一番最初にある趣旨にあるように、運動部活動の本来の考え方をもう一度ここできちんとオーソライズして、子供たちに過度な負担にならないことで、自主的、主体的な活動参加ということが運動部活動の基本でもあるので、そこのところに立ち返ろうというのが一つにはあるのかなと思いますね。週末の部活になりますと、教員の勤務ともかかわりが出てくるという要素も大きいところだなと思いますが。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 補足させてください。お手元の方針の4ページをお開きください。一番下のほうのイとして示してございますが、休養日の設定のイの部分ですね。「校長は、1 (1) に掲げる『学校の運動部活動に係る活動方針』の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、品川区教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する」、これが先ほど申し上げましたホームページ等での公表になります。「また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する」とございますので、各校長がしっかりとそこは指導を徹底していくものというふうに区の方針にもうたってございます。

【教育長】 適宜、指導を行う。訂正を行う。更生を行う。その運用をどうやるのかというあたりも、また学校長会等でもしっかりと情報共有しておく必要があるのではないかなと。A校では非常に厳しくこれをやり、B校でルーズになってしまっては元も子もありませんので。

私から1つ、国が出しているガイドラインと品川が出している方針で大きく違う部分というのが何かあったら教えてください。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 大きな違いではなく、ほぼのっとっておりますが、土曜日、日曜日に連続して大会等によって部活動を行った場合のところを品川はもう一歩踏み込んで、翌週に必ずしっかり平日に振りかえで休ませるということで子供たちの健康を第一に考えております。

【教育長】 1週間の終わりの土日に両方とも部活動をやったときの子供たちのリズムを取り戻せというための休息ですね。わかりました。

ほかに委員の方、いかがでしょう。よろしいでしょうか。言えばたくさんあるんだろう けど。

どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 言うこといっぱいあるので、どうしようかなと。まことにほんとうにありがたいことだと思います。なぜかといいますと、スポーツのほうの人たちにやらせますと、自分の都合主義なんですよね。だから、大会だって、どうしようもないような大会ばっかりつくって、年がら年中子供を引っ張っている、この状況ですよね。それから、もっとすごいのは、顧問がお母さん方と一緒になって、勝とう、勝とう、勝とうということばっかり、本来の指導ではないと私は思うんです。いわゆるオリンピック主義というんですか。悪いほうの意味のスポーツをどんどん学校まで持ち込んじゃって、勝たなきゃしようがない。そういうのはやっぱり私はいけないんじゃないかなと思うんですよ

ね。スポーツは本来、学校教育の一部にしかすぎないんですよ。そのことを考えていくと、例えば極端な話、1学期の期末テストの時期がどんどん前になっています。これはなぜかというと、夏の大会です。そういう弊害が絶対出ているんですよね。どこ行ってもそう。そのことを是正していくためには、教育委員会は強い物の言い方をしていかないと私はいけないと。こういうことを部活の人たちに言わせると、好きにやっていていいんじゃないかという話になっちゃう。好きじゃないんですよと言っていてもだめなんですよね。指導がよくて、全国大会で優勝する先生がいい先生になっちゃうんです。僕は間違いだと思う。そのことを、やっぱり子供たちを考えていかないといけない。本来の教育にならないなと思うので、ぜひこれは徹底していただきたい。徹底的にやりたいですね。

以上です。

【教育長】 中学校の部活動、高等学校もそうかもしれません。勝利至上主義ではないということをもう一回確認していきたいなと思いますし、もちろん結果として、いい結果がついてくるということは、それはまた子供たちのモチベーションに還元されることなんですけれども、そうそも論をしっかり論議する機会になるかなとは思っています。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区立学校運動部活動のあり方に関する方針につきまして、 本件は了承いたします。

次は、日程第3 その他になります。平成30年7月、8月の行事予定についての説明 をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 では、お手元の資料5のほうをごらんいただきたいと思います。

まず7月ですけれども、7月10日火曜日、14時から教育委員会定例会を開催いたします。24日につきましては、案件次第ということでお願いしたいと思います。

それから、8月に入りまして7日の日、これは第1週ということになりますけれども、14時から教育委員会を開催いたします。その後、16時から第1回総合教育会議を開催いたします。28日につきましては、緊急の案件がない限り休会としたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑あればお願いします。

出席等、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本件も了承いたします。

そのほかに何かございますか。

(「特にございません」の声あり)

【教育長】 それでは、本日の議事日程はこれで全て終了いたしました。閉会といたします。お疲れさまでした。

— 了 —